

労働時間

キーワード

労働基準法、36 協定

労働者は労働時間を弾力的に選択することは出来ない。
柔軟な働き方の確立は労働者、企業ともにメリットがある。

労働基準法

週 40 時間、1 日 8 時間以内。

三六協定→時間外労働が認められる。

その他の労働時間規制

変形労働時間制：企業の都合

フレックスタイム制：労働者の都合

みなし労働時間制：労働時間の把握が困難な労働者

裁量労働制：専門業務型と企画業務型がある。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のアンバランス

非正規就労から正規就労への移行は困難。

単に労働時間の抑制にとどまることなく、ライフサイクルに合わせた働き方をしやすくする。

育児休業：子どもが 1 歳になるまで。事情により半年延長可能。

2010 年：改正育児・介護休業法施行

①育児休業：パパ・ママ育休プラスにより 2 カ月延長。

②短時間勤務制度および所定外労働の免除の義務化(子どもが 3 歳になるまで)

労働時間制約モデル

就業・非就業と短時間勤務制 (p. 148 図 8-2)